

高吾北広域町村事務組合女性職員活躍行動計画実施状況

令和6年7月29日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、高吾北広域町村事務組合女性職員活躍行動計画の実施状況を以下のとおり公表する。

- ①令和7年度までに、管理的地位（所属長及び消防長）における女性割合を、令和2年4月1日の実績（22%）より8%引き上げ、3割以上にする。

令和6年4月1日の女性割合 11% 未達成

目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
30%以上	22%	22%	22%	11%	

分析：管理的地位にある職員の一部が定年により退職や降任をしたが、その後任者として適切な経験等をもつ職員が男性に偏っていたため。

- ②令和7年度までに、消防職にて女性を1名以上採用する。

令和4年に1名採用済 達成

目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1名以上	0名	1名	0名	0名	

- ③令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を令和元年度の実績（0%）より10%引き上げ、1割以上にする。

令和5年度の男性職員育児休業取得割合 57% 達成

目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10%以上	0%	0%	29%	57%		

まとめ

②と③の目標に関しては達成しており、③の男性職員育児休業取得割合に関しては大きな伸びを見せている。

しかし、①の管理的地位における女性割合の項目に関しては未達成であり、その数値も低下した。その要因は管理的地位にある者の定年に際して、管理的地位にない女性職員の中に管理的地位に就くために十分な経験等をもつ者がいなかった点にある。これまでの人事に問題がないか振り返り、今後の人事の方向性を検討する必要がある。